

太田市立木崎中学校

令和6年度入学生 説明会



日時 令和6年2月9日（金）14：00～
場所 太田市立木崎中学校 体育館

- 1 木崎中の概要について （校長）
- 2 生徒会より<スライド>
- 3 中学校での生活・安全について（生徒指導担当）
- 4 入学準備について （教務）
- 5 質疑応答
- 6 連絡メールについての説明 （ラインズ）



この資料は、左のQRコード及び
木崎中のウェブサイトからもご覧
いただけます。

学校生活の心得

【身だしなみを心がけます】

中学校として「身だしなみ」を「相手に不快感を与えない服装やふるまい」ととらえ、社会のマナーであり、相手に対する礼儀でもある「清潔感」と「機能性」と「周囲との調和」を大切にしていきます。

1 服装

○本校指定の制服を着用しましょう。ただし、指定日以外はジャージの着用も可とします。

＜制服について＞

- ・ワイシャツ、ブラウスの下には、下着または木崎中 T シャツを着用しましょう。
- ・スカートの丈は膝が隠れる長さにしましょう。
- ・気候に応じて、スカートの下にストッキング、タイツを着用しましょう。
ただし、柄はなし。色は黒、ベージュ、紺とします。

2 頭髪

○身だしなみをしっかり整えましょう。

前髪	・目にかからない(衛生面より)
全体	・肩についたら、後ろで縛る(授業面より) ・長ければ、ピンで留める(授業面より)
その他	・眉は基本的にはいじらない ・パーマ、脱色、染色はしない ・整髪料は使用しない ・ピアスはしない

3 靴下について

色	・白 ・グレー ・黒
長さ	・くるぶしが隠れる長さ
柄	・キャラクターはなし ・メーカーロゴの色、大きさの指定なし

* 式典(始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式)のときは、白で統一する。

4 靴について

○体育の授業に適したランニングシューズを履きましょう。

ただし、テニスシューズ等のそれぞれの種目に特化した靴やスニーカーは着用しないようにしましょう。

○色の指定はありません。

○高価な靴やおしゃれ用の靴は避けましょう。

5 その他

○日焼け止め、制汗剤、ハンドクリーム、リップを使用する場合は、人前で使用するのには控えましょう。また、マナーを考え、無香料のものにしましょう。

(令和4年 11月 1日より実施)

ケータイ・スマホに関わる犯罪やトラブルが多発しています。



ケータイ・スマホはお子さんに本当に必要ですか？

- ・ 必要なければ持たせない、持たせるなら目的を明確にしましょう
- ・ 持たせる場合は、安全のためにルールを決めましょう
- ・ 困ったことは大人に相談するよう、ご指導をお願いします

持たせる場合は、

保護者が責任をもち、見守りや指導をお願いします。



1 フィルタリングを必ず利用してください

【3種類のフィルタリングの設定が重要です。】

- ①携帯電話回線利用時のフィルタリング（携帯電話会社との契約）
- ②Wi-Fi など無線 LAN 利用時のフィルタリング
- ③アプリ利用時のフィルタリング

携帯電話会社やフィルタリングソフト事業者などが提供するフィルタリングアプリや機能制限アプリをあらかじめインストールします。

2 「わが家のケータイ・スマホルール」を作ってください

ルールを守ることは、トラブルから自分を守ることであり、きちんと伝え理解させることが大切です。

【ルール例】 フィルタリングを外さない。 使用時間と場所を守る。 人の悪口を書かない。
個人情報や自撮り画像を送らない。 知らない人に会わない。
夜9：00以降は保護者の目の届くところに置く。 など

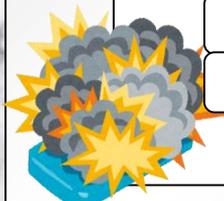


3 生活習慣・学力への悪影響があることを知っておきましょう

全国学力学習状況調査の結果から、ケータイ・スマホで通話・メール・インターネットをする時間が短い子どもほど、正答率が高いことが分かっています。ネット依存から生活習慣が乱れる心配もあります。

4 実際にどんな被害(加害)にあうのか知っておきましょう

- | | | |
|-------------------------|----------------------|--------------|
| 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ | 裸の自撮り画像を送ってしまい、回収不能に | |
| 個人情報の SNS での流出 | 携帯依存で夜更かし、体調不良 | ゲームに熱中して高額請求 |
| SNS で知り合った人からの誘い出し、性的被害 | SNS で知り合った人からの脅迫 | |



○太田市教育委員会 学校教育課 ○太田市PTA 連合会 ○太田市子ども会育成団体連絡協議会

スマホには危険がいっぱいです (ネット)

情報モラル教育資料



1日中、スマホやネット、ゲームばかりになっていないですか。
スマホ（インターネット）を使い、SNSやゲームに夢中になっていると、気づかぬうちに危険な目に遭うことがあります。
改めて自分を振り返り、大切な自分、家族、友達を守っていけるか考えましょう。

ネットに情報を載せたら消すのは困難で、危険

【自撮り画像・個人情報をアップしてませんか？】

- 自撮り画像・動画など絶対アップしないで下さい。児童ポルノ禁止法に問われる場合もあります。
- 名前や住所など、個人情報も載せないで下さい。悪意のある人が、「なりすまし」で個人情報を聞き取ろうとすることがあります。

家族とルールを決めることが安全への第一歩

【家族とのルールを守っていますか？】

- 家族と使用時間・ルールを決め、自分自身を守るために、しっかりと守っていきましょう。
- ルールを守らないのは、自分の体と心を危険にするだけでなく、家族も危険な目や被害に遭わせてしまうこととなります。

私の目標1

人を傷つけてないか確かめます

《SNSでは、つい言葉が荒くなります。》

- 友達の悪口や、嫌がることをSNS上に故意に、あるいは何気なく書き込まないようにします。
- カメラで画像等を撮影し、他人に送ることは、人権侵害、犯罪行為、悪用されることにつながることを忘れません。

私の目標2

生活習慣・学力へ悪影響を与えません

《ネット・スマホ依存症になっていないか？》

- ケータイ・スマホの使用時間が長いほど学力に悪影響を与えることを理解します。
- 体も心も大きく成長するこの時期、ネット・スマホ依存で生活習慣を崩すようなことなく、学習や運動に打ち込みます。

私の目標3

知らない人に会いません

《誘い出され、性被害や暴力を受けることも！》

- やさしい人だから大丈夫と、SNS上の人をむやみに信用しません。「なりすまし」があることを絶対忘れません。
- 「自分だけは大丈夫」と思わず、大人や友達と相談し、知らない人には会いません。

令和6年度 入学案内

太田市立木崎中学校

1 木崎中学校の教育目標

自主的・創造的で、思いやりの心と協働性に富む、徳・知・体の調和のとれた人間性豊かな生徒を育成する。

具体目標

- ・主体性のある生徒 (自主)
- ・思いやりのある生徒 (友愛)
- ・たくましさのある生徒 (強健)

2 授業時数(週当たり)

区分 学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	学活	総合	裁量	合計
1学年	4	3	4	3	1~2	1~2	3	2	4	1	1	1~2	1	30
2学年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	2	1	30
3学年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	2	1	30

3 週時程および校時表

週時程

	月	火	水	木	金
朝の行事	短学活(朝の会)				
1校時					
2校時					
3校時					
4校時					
給食・休憩					
5校時					
6校時					
帰りの行事	清掃・短学活(帰りの会)				
放課後	部活動				

校時表

校時	時間
出席確認	8:30
短学活	8:30~ 8:40
1校時	8:45~ 9:35
2校時	9:45~10:35
3校時	10:45~11:35
4校時	11:45~12:35
給食昼休み	12:35~13:35
5校時	13:35~14:25
6校時	14:35~15:25
清掃	15:25~15:45
短学活	15:45~15:55
部活動	16:00~

※月曜日には原則 部活動はありません

4 令和6年度の生徒数(予定) 1月31日現在

	1学年	2学年	3学年	合計
生徒数	92	92	81	265

5 中学生になるにあたって

- 凡事徹底しましょう
 - ・挨拶、時間、清掃など、当たり前のことを当たり前に行えるようにしましょう。
- 目標を持ちましょう
 - ・「夢なき者に成功なし」目標を持つことで、生活が充実し、成長につながります。
- 授業を大切にしましょう。
 - ・学力向上の最大のこつは、日々の授業にコツコツ取り組むことです。
- ルールとマナーを守りましょう。
 - ・ルールとマナーはお互いに気持ちよく生活するためにあるものです。
- 心身を鍛えましょう。
 - ・勉強も運動も精いっぱい取り組み、大人への一歩を踏み出せるようにしましょう。

6 部活動

○入部は希望制です。(木崎中の詳しい部活規定は Web ページにあります)

○令和 6 年度開設予定の部活動

【男女混合の部活動】		
●陸上競技部	●軟式野球部*	●サッカー部
●美術部	●吹奏楽部	
*(注)令和6年度の 신입部員数が4名に満たない場合は、令和6年度の3年生の引退をもって軟式野球部は廃部となります。		
【男女別の部活動】		
●ソフトテニス部(男子/女子あり)	●バスケットボール部(男子/女子あり)	
●バドミントン部(男子/女子あり)	●卓球部(男子/女子あり)	
●バレーボール部(女子のみ)		

○月ごとに下校時刻が決められています。

令和 5 年度の月別部活動終了時刻 (参考)

4月~7月	夏休み	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18:00	別計画	18:00	17:30	17:15	17:00	17:15	17:30	18:00

7 令和6年度の主な行事予定(年間行事予定表は、入学後各家庭に配布されます)

- 4月 新任式、始業式、入学式、復習テスト、定期健康診断、生徒会オリエンテーション、部活動集会
- 5月 PTA集金(1日)、学習参観、保護者会、PTA総会(紙面)、生徒総会、教育相談、定期健康診断、赤城林間学校(1年:22~23日)、市中体連総合体育大会、部活動激励会
- 6月 PTA資源回収、避難訓練、交通安全教室、修学旅行(3年)、東京校外学習(2年) 期末テスト
- 7月 学習参観日、移動音楽教室、スマホ・ケータイ安全教室、終業式、夏季休業日、県中体連総合体育大会、教育相談
- 8月 夏季休業日、全校登校日
- 9月 始業式、市中体連新人大会、復習テスト、体育祭
- 10月 生徒会本部役員選挙、中間テスト、学校公開日、市駅伝大会、校内合唱コンクール 職業講演会(夢プロジェクト)
- 11月 避難訓練、教育相談、期末テスト、生徒総会
- 12月 学校公開、PTA資源回収、終業式、冬季休業日
- 1月 冬季休業日、始業式、復習テスト、教育相談、学習参観日、期末テスト(3年)、学力検査(1・2年)
- 2月 期末テスト(1・2年)、避難訓練
- 3月 卒業式、修了式、退任式

8 第1学年での主な経費 ※R5年度は年間約33,000円程度でした

(1)規定の経費(令和5年度)

・体育後援会費	3,360円	・PTA会費	3,000円
・生徒会費	2,280円	・スポーツ振興センター	370円
・赤城林間学校	約8,000円		

(2)教材費(令和5年度) ・ワークや資料集、生活ノート、など 約15,000円

→これらを5月(PTA集金)、7月(教材費①)、12月(教材費②)の3回に分けて集金。
(教材費は、業者による集金)

9 物品等の購入について

以下の物品は、市内の業者(小倉百貨店さん、地藏屋さん、グンスポさん)による販売となっています。価格等は業者にご確認ください。

必要な物品については事前に購入をお願いします。

・制服	・体育着(上)(下)	・Tシャツ	・ハーフパンツ
・トレーナー	・かばん	・上履き ※新1年生は緑色のライン	
・ウィンドブレーカー(上)(下)		・レインコート ※学校指定なし	
・ヘルメット ※学校指定なし			

10 保健の加入について

学校に関係する保健は2種類です。

①スポーツ振興センターの災害共済給付→学校で加入(保護者負担370円)
※配付資料の中に要項と加入同意書があります。

②小・中学生総合保障制度→任意加入
※配付資料の中に要項と加入依頼書があります。
※チラシ裏面の左下の問い合わせ先にミスプリがあります。
誤)02-386-2600
正)027-386-2600

10 入学式について

(※以下を「入学式案内」に代えさせていただきます。今後、学校からの通知はありません。)

木崎中学校
令和6年度入学生保護者様

令和6年2月9日

太田市立木崎中学校
校長 後閑 広之

令和6年度 入学式について(案内)

このことについて、下記のとおり行いたいと思いますので、公私ともにご多用のところ恐縮に存じますが、ご臨席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 期 日 令和6年4月8日(月)
- 2 式場及び受付場所 木崎中学校体育館
- 3 受付時間 午前8時50分～9時10分
- 4 開式時刻 午前9時30分(9時25分新入生入場)
- 5 その他
 - ① 新入生と同伴でご出席ください。(駐車場は校庭です)
8時50分になりましたら、体育館に入れます。
 - ② 入学通知書、スポーツ振興センター加入同意書(青い用紙)
自転車通学申請書、家庭調査票、緊急時利用カード(裏面は保健調査)、
を必ず持参してください。(※受付で保護者が提出してください。)
 - ③ 新入生には、筆記用具・メモ帳・上ばき・かばんを持参させてください。
保護者の方も上ばきをご持参ください。
 - ④ 新入生は生徒玄関で自分のクラスを確認して教室に入り、指定の
場所に着席してください。担任が式場へ引率します。
保護者はお子さんのクラスを確認後、体育館へ移動してください。
 - ⑤ 式終了後、新入生は担任が引率して教室に移動します。
 - ⑥ 保護者は、体育館で保護者会があります。
 - ⑦ 当日の日程
入学式 9:30～10:30
新入生(学活) 10:40～11:20
保護者(保護者会) 10:40～11:20
下校 11:30 予定

「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額（令和5年度）

災害共済給付への加入は、学校の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒	
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)	
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)	—
	定時制 夜間等学科	980 (490)	—
	通信制 通信制学科	280 (140)	—
高等専門学校	1,930 (965)	—	
幼稚園	270 (135)	—	
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—	
保育所等	350 (175)	40 (20)	

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます）	例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、内閣府令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死(学校の管理下において発生したもの) 運動などの行為と関連のない突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円) 死亡見舞金 1,500万円(通学(園)中の場合も同額)

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校等へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
JSC	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特例の配慮によりご協力をいただいております。

なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でを行っています。

災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

災害共済給付 Web ホームページ: [https:// www.jpnsport.go.jp/anzen/](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/)

JAPAN SPORT
COUNCIL



自転車通学規定

～自転車通学をするにあたって～

- 1 前かご・2本足スタンドのある、「自転車保険」に加入した自転車を用意します。
(電動自転車、改造自転車に登校することは控えます)



- 2 年度始めに「自転車通学許可願」を提出します。
- 3 自転車通学許可証として「自転車鑑札」を自転車後部の泥除けに貼ります。



- 4 SG基準に適合したヘルメットを正しく着用します。



PSC マークが国の基準に適合した製品に、SG マークは「一般財団法人製品安全協会」が定めた基準に適合した製品に表示されます。

- 5 道路交通法を遵守し、安全運転に努めます。
- 6 盗難防止のため、校内の指定場所に自転車を駐め、必ず鍵をかけます。
また、鍵の紛失が起らないよう以下のことに心がけます。

- ・鍵にキーホルダーをつける(大きすぎないもの)
- ・学校にいる時に鍵をしまう場所を決めておく
- ・スペアキーを家庭で管理しておく

緊急時の対応について<重要>

早春の候、保護者の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、本校では「緊急時対応マニュアル」を作成し、生徒の安全確保のために教職員がとるべき行動について確認し共通理解を図っております。そして、保護者の皆様にも、下記の通りご承知いただき、学校と家庭、地域がしっかりとした連携のもと、一人一人の生徒の安全を確実に図るよう努めていきたいと考えております。
ぜひ、ご一読の上、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

記

【生徒在校時に災害が起きた場合】…震度5弱以上の地震を目安とする

生徒は校庭等の安全な場所に避難し、保護者との連絡がとれるまで学校で待機する。

- ※学校は被害状況と道路状況を調べ、安全が確認できた場合には生徒を下校させることもある。
- ※「保護者との連絡」とは相互の電話連絡を常とするが、電話不通の場合には保護者に学校まで迎えに来ていただく。
- ※避難状況や必要な情報については、連絡メールやブログで知らせる。それらが使用できない場合には青パトや教職員の車で地域を巡回しながら情報伝達に努める。

【登下校時に災害が起きた場合】…震度5弱以上の地震を目安とする

生徒(保護者)は居場所について学校へ連絡する。教職員は生徒の居場所について確認する。

- ※生徒と連絡がつかない場合には保護者が学校に来たり、教職員が通学路等を巡回したりしながら生徒の安否の確認に努める。

【校外学習(班別行動)時に災害が起きた場合】…震度5弱以上の地震を目安とする

生徒は事前に決められた場所(例:金閣寺、上野公園など)に避難し、教職員と連絡をとる。

- ※連絡がつかない場合には、生徒はその場で待機し教職員の到着を待つ。

【土・日・祝日に災害が起きた場合】…震度6弱以上の地震を目安とする

生徒(保護者)は安否について学校へ連絡する。教職員は可能な限り集合して生徒の安否を確認するとともに、その後の対応について協議する。

- ※必要な情報については、連絡メールやブログで知らせる。それらが使用できない場合には青パトや教職員の車で巡回しながら情報伝達に努める。

以上ですが、上記の内容につきまして疑問・不明な点等がありましたら、学校までご連絡ください。

TEL:0276-56-1031 担当(教頭):永原 和明

本通知はご家庭で見えるところに掲示しておいてください

令和6年度群馬県中学校体育大会（総体・新人）に
学校部活動以外の地域クラブ活動から参加を検討している
皆さんへ

群馬県中学校体育連盟

令和5年度より群馬県中学校体育大会（総体・新人）へ、地域クラブ活動に所属する生徒の参加が可能となりましたので、お知らせいたします。参加には、諸条件がありますので、下記の留意事項等をご確認ください。

群馬県中学校体育大会（総体・新人）の参加を認める地域クラブ活動とは

- 日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に活動が行われていること。
 - 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは群馬県競技団体に登録されていること。
 - 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁 発出）や『群馬県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について』を遵守していること。
 - （公財）日本中学校体育連盟及び群馬県中学校体育連盟の各競技部細則の定める条件を満たしていること。などの条件があります。
- その他、参加を認めるうえで条件があります。【詳細は群馬県中学校体育連盟のHPをご覧ください。】

※地域クラブ活動《以下、クラブという》

※群馬県中学校体育大会（総体・新人）とは、群馬県中学校総合体育大会・群馬県中学校新人大会のことをいい、参加を認める条件は、各都市大会にも適用されます。

◎ 大会参加への留意事項

☆クラブが参加する意向があるかどうかは、必ずクラブ代表者に確認してください。

☆上記の条件を満たしたクラブに所属し、本連盟の登録（4月23日登録締切）後、予選会への参加を認められた生徒が参加できます。

☆参加は、クラブの登録地区からとなります。

☆すべてのクラブが群馬県中学校体育大会（総体・新人）に参加できるとは限りません。

⇒競技によっては、都市大会から参加し、勝ち上がらないと県大会に出場できない競技があります。

☆同一競技での大会の参加は、学校の部活動かクラブのどちらか一方で参加することとなります。

☆群馬県中学校体育連盟への登録期間は年間登録（4月1日～翌年3月31日まで）になります。

原則、年度途中の登録の変更は認められません。ただし、県総体後、大会出場人数が確保できない場合や特別な諸事情がある場合は、7月22日まで追加登録を認めます。追加登録できるクラブは、新規登録クラブとし新人大会に参加可能です。

⇒総体にクラブで参加した場合、新人大会を別の登録済みクラブに移籍して参加することはできません。

⇒総体に学校の部活動で参加した場合、新人大会を登録済みクラブに移籍して参加することはできません。

上記の内容を踏まえ、学校の部活動か地域クラブ活動のどちらで大会に参加するのか、
家族等でよく相談してください。



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と学校の設置者との契約(災害共済給付契約)により、学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者(同意確認後)の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校(全日制、定時制及び通信制) 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校(昼間学科、夜間等学科及び通信制学科)
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業(児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業)を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額 (令和5年度)

災害共済給付への加入は、学校の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

(児童生徒等1人当たり年額 単位:円)

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)
	定時制 夜間等学科	980 (490)
	通信制 通信制学科	280 (140)
高等専門学校	1,930 (965)	—
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等	350 (175)	40 (20)

※ ()内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円(高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円)を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもので、内閣府令で定めるもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもので、内閣府令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもので」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものであることをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その額額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校等へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
JSC	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特例の配慮によりご協力をいただいております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いただけられない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所で行っています。

災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

災害共済給付 Web ホームページ: [https:// www.jpnsport.go.jp/anzen/](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/)

JAPAN SPORT
COUNCIL



個人情報の取扱いについて

木崎中学校では、生徒・保護者の皆様が提供して下さった個人情報について、以下のプライバシーポリシーに基づき個人情報の管理をしています。

個人情報の利用について

ご提供いただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

1. 学籍管理、異動、学級編成、証明書作成等に関する業務遂行のため
2. 教育活動における担任業務・成績処理・管理等を遂行するため
3. 健康診断実施による健康管理、安全確保のため
4. 教育活動において必要な書類の郵送、連絡等を遂行するため
5. 学納金納入に関する入金管理・連絡・通知にともなう業務遂行のため
6. 生徒の所属する学年・クラスにおいて、教育上必要な連絡等を行うため
7. 生徒の所属する部活動等において、連絡等を行うため
8. PTA 活動(保護者会各ブロック活動を含む)に関する連絡等の業務遂行のため

※上記以外の目的に、利用者個人の同意なくお申し込みいただいた個人情報を利用することはございません。

個人情報の第三者への提供

保護者からご提供いただいた個人情報は、以下の何れかに該当する場合を除き、保護者の同意を得ることなく第三者に開示することはありません。

1. 保護者の同意、承諾を得た場合
2. 法令に基づく開示要請(警察、裁判所等公的機関から証拠として求められた場合など)があった場合
3. 生徒・保護者・卒業生・教職員等、本校に関わる全ての人とその家族の生命・身体・財産その他の権利・利益・安全を保護するために必要であると判断できる場合および緊急の必要があり、かつ個別の承諾を得ることが困難な場合、本校の生徒及び保護者、卒業生、他校、関連諸機関に対しての開示
4. 個人識別ができない状態で開示する場合(ただし学校・学級・学年だより、学校ブログを除く)
5. 本校が業務委託先に必要な範囲内で開示、提供する場合

※本校では、業務の一部(健康診断・模擬試験・卒業アルバムなどの写真撮影等)を業者に委託することがあります。業務委託先は、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託先においても、個人情報の漏洩などがないよう適切な管理を実施させています。

個人情報の開示・訂正・削除

ご提供いただいた個人情報は、原則として生徒本人および保護者に限り、開示・訂正・削除を求めることができます。個人情報は、本人および保護者であることが確認できた場合に限り、合理的な範囲において速やかに開示・訂正・削除いたします。

**※ 個人情報使用確認書は「家庭調査票」の裏面にあります。
ご回答いただき、入学式の際に他の提出書類と共に学校にお出しください。**

10 入学式について

(※以下を「入学式案内」に代えさせていただきます。今後、学校からの通知はありません。)

令和6年2月9日

木崎中学校
令和6年度入学生保護者様

太田市立木崎中学校
校長 後閑 広之

令和6年度 入学式について(案内)

このことについて、下記のとおり行いたいと思いますので、公私ともにご多用のところ恐縮に存じますが、ご臨席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 期 日 令和6年4月8日(月)
- 2 式場及び受付場所 木崎中学校体育館
- 3 受付時間 午前8時50分～9時10分
- 4 開式時刻 午前9時30分(9時25分新入生入場)
- 5 その他
 - ① 新入生と同伴でご出席ください。(駐車場は校庭です)
8時50分になりましたら、体育館に入れます。
 - ② 入学通知書、スポーツ振興センター加入同意書(青い用紙)
自転車通学申請書、家庭調査票、緊急時利用カード(裏面は保健調査)、
を必ず持参してください。(※受付で保護者が提出してください。)
 - ③ 新入生には、筆記用具・メモ帳・上ばき・かばんを持参させてください。
保護者の方も上ばきをご持参ください。
 - ④ 新入生は生徒玄関で自分のクラスを確認して教室に入り、指定の
場所に着席してください。担任が式場へ引率します。
保護者はお子さんのクラスを確認後、体育館へ移動してください。
 - ⑤ 式終了後、新入生は担任が引率して教室に移動します。
 - ⑥ 保護者は、体育館で保護者会があります。
 - ⑦ 当日の日程
入学式 9:30～10:30
新入生(学活) 10:40～11:20
保護者(保護者会) 10:40～11:20
下校 11:30 予定

連絡メールの保護者登録について

太田市立木崎中学校

本校では、学校と保護者の迅速な情報共有のため、「連絡メールサービス」を利用いたします。

保護者の皆様は、携帯電話やパソコンで、学校からの配信メールを受信できます。

下記のサービスの概要や利用方法をご参照のうえ、ぜひご登録いただきますようお願いいたします。

1. サービスの概要

- 学校から保護者の皆様の携帯電話やパソコンに、メールを一斉配信するサービスです。
- ご利用は無料です。通信料のみ各ご家庭でのご負担となります。
- 皆様のメールアドレスは、学校にはわからないようになっており、個人情報がきちんと保護されています。メールアドレスが他の目的に使用されることはありません。

2. ご利用方法

利用希望の方はメールアドレスの登録が必要です。携帯電話あるいはパソコンより「touroku@education.ne.jp」宛に空メールを送信、登録用メールを受信後、メール記載のURLより登録を行います。携帯電話の場合、右記を読み取りますと、上記のメールアドレス宛の空メールが作成できます。なお、登録の際には次の学校認証ID（数字8桁）の入力が必要です。



連絡メール2
保護者登録

学校名	太田市立木崎中学校
学校認証ID	9021-2341

なお、登録が終わりましたら、登録したメールアドレスとログインパスワードのメモを取って大切に保管してください。メールアドレスを変更したときなど、登録内容を変更する際に必要です。

メールアドレス：	ログインパスワード：
----------	------------

※半角英数字です。

3. 登録時の注意事項

(1)携帯電話の迷惑メール設定によっては、うまく登録できない場合があります。

その場合は、下記の2点をお試ください。

- ・「指定受信」の一覧に「renraku@education.ne.jp」を追加してください。
- ・URL付きメールの受信を許可してください。

詳しい操作方法は機種によって異なりますので、携帯電話各社にご相談ください。

(2)本サービスは暗号化通信を利用しており、暗号化に用いるサーバ証明書は2016年3月1日に「SHA-2」に移行しました。この暗号化通信をご利用いただけない一部携帯電話（一部スマートフォンを含む）では、連絡メール2のサイト接続が必要な機能（登録内容の変更、アンケートメールの回答など）をご利用いただけません。対象機種に関しましては携帯電話各社にご確認ください。

4. 登録情報の変更方法

既に保護者登録をしている場合は、下記手順で学校・お子様の追加登録を行ってください。

<p>◆学校・お子様の追加やその他登録内容を変更する場合 右記の「保護者ログイン用二次元コード」を読み取り、保護者サイトに接続します。 * その際、登録したメールアドレスとログインパスワードを入力します。 * 保護者サイト https://renraku.education.ne.jp/parent/</p> <p>◆パスワードを忘れた場合 上記登録と同様に空メールを送信すると、パスワードの再設定ができます。 * 保護者登録しているメールアドレスがご利用できない場合は、パスワードの再設定ができません。</p>	<p>連絡メール2 保護者ログイン</p>
---	---------------------------

※登録方法がわからないときは、サービス提供元（ラインズ株式会社）のヘルプデスクにメール（mailmail@education.jp）あるいは、サイト上の「お問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。（対応時間：平日9時～17時）